

高圧ガス輸入に関するご案内

(高圧ガス保安法)

令和5年2月1日

愛知県防災安全局 防災部 消防保安課 産業保安室
(連絡先 電話 052-954-6197・6198 ダイヤルイン)

はじめに

容器に入った気状又は液状の物質を輸入する場合、その物質が「高圧ガス」である場合は、高圧ガス保安法第22条の規定により、都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定輸入検査機関が行う輸入検査を受ける必要があります。

「高圧ガス」とは、高圧ガスという名称のガスではなく、物質がある一定の条件にあてはまる状態の時に「高圧ガス」となります。（例えば、大気中の空気は「高圧ガス」ではありませんが、容器中に1MPa以上に圧縮した状態に入っている空気は「高圧ガス」となります。）詳しくは、1ページを参照下さい。

「高圧ガス」を輸入する際、輸入をした高圧ガス及びその容器について輸入検査を受検する必要がありますが、さまざまな規制があります。特に、高圧ガスを入れている容器については、高圧ガス保安法に定められているさまざまな規格を満たしていることが必要であり、他の国の規格で製作された容器の場合、高圧ガス保安法と同等以上の規格を満たしていることを証明しなければならないため、輸入することが非常に困難な場合が多いです。詳しくは、2、4及び5ページを参照下さい。

また、自動車用エアバッグガス発生器やエアゾール製品にかかる高圧ガスなど、一定の要件を満たすことを条件に輸入検査が不要とされているものがあります。これらについては3ページを参照ください。

輸入する高圧ガス及び容器について、その陸揚地が愛知県内（名古屋市域を除く）の場合、申請先は愛知県知事になります。本案内6ページ以降を参考に手続きをしてください。

輸入した高圧ガスを輸入検査のために、圧縮ガスであれば容積が300m³以上、液化ガスであれば3トン以上、2時間以上貯蔵しておく場合、貯蔵量に応じて高圧ガス保安法第16条の規定により第一種貯蔵所設置許可又は高圧ガス保安法第17条の2の規定により第二種貯蔵所設置届が必要となります。

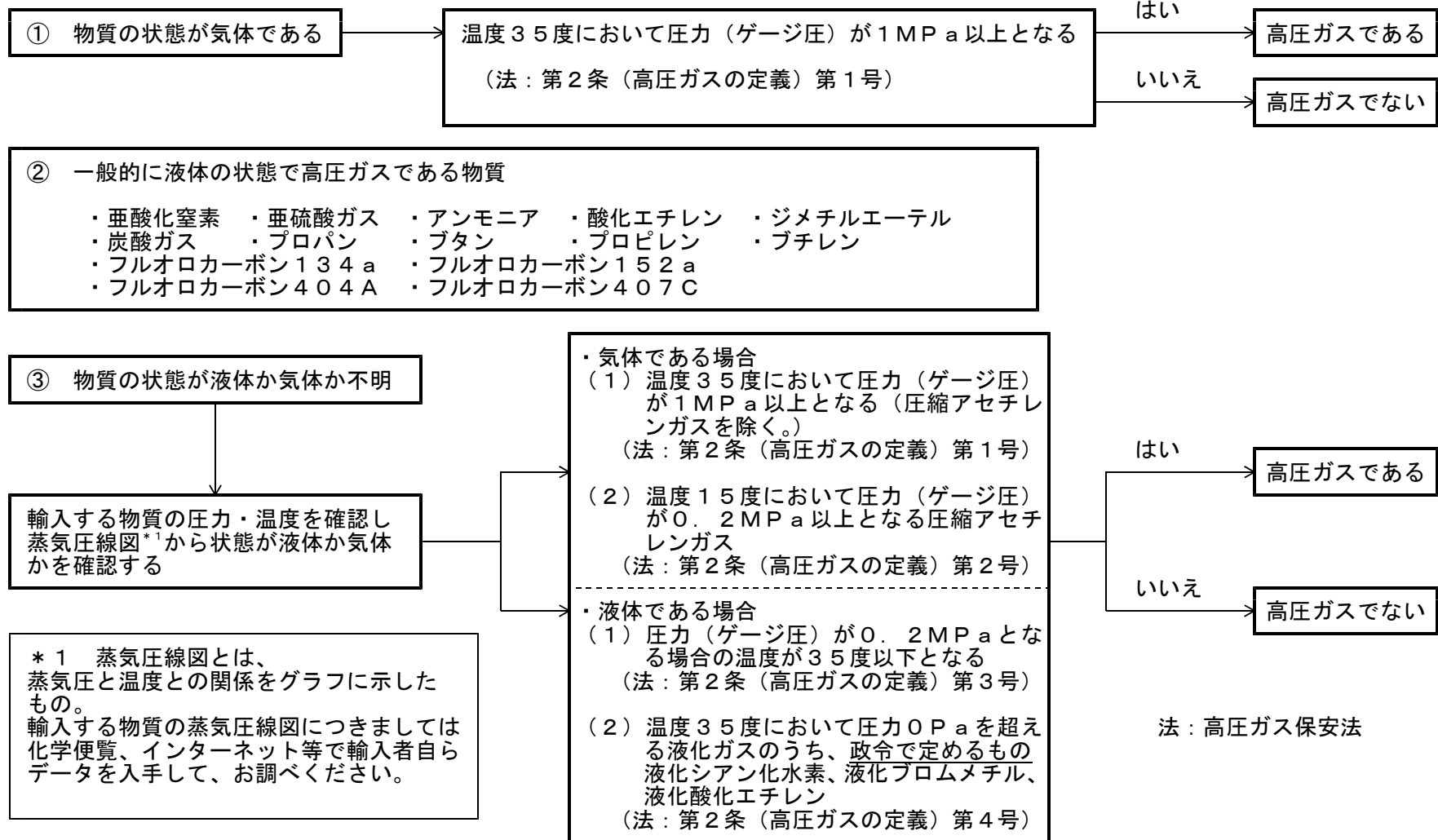
輸入検査に合格した高圧ガスを移動する場合は、高圧ガス保安法第23条の規定により移動の基準がかかります。また、販売する場合は、高圧ガス保安法第20条の4の規定により販売開始の日の20日前までに販売事業届を提出する必要があります。

最大充てん量を超えた特殊高圧ガス、三ふっ化窒素、三ふっ化ホウ素及び四ふっ化ケイ素については、容器保安規則の運用及び解釈について第22条関係の規定により「輸入における移動時等の注意事項」を遵守する必要があります。

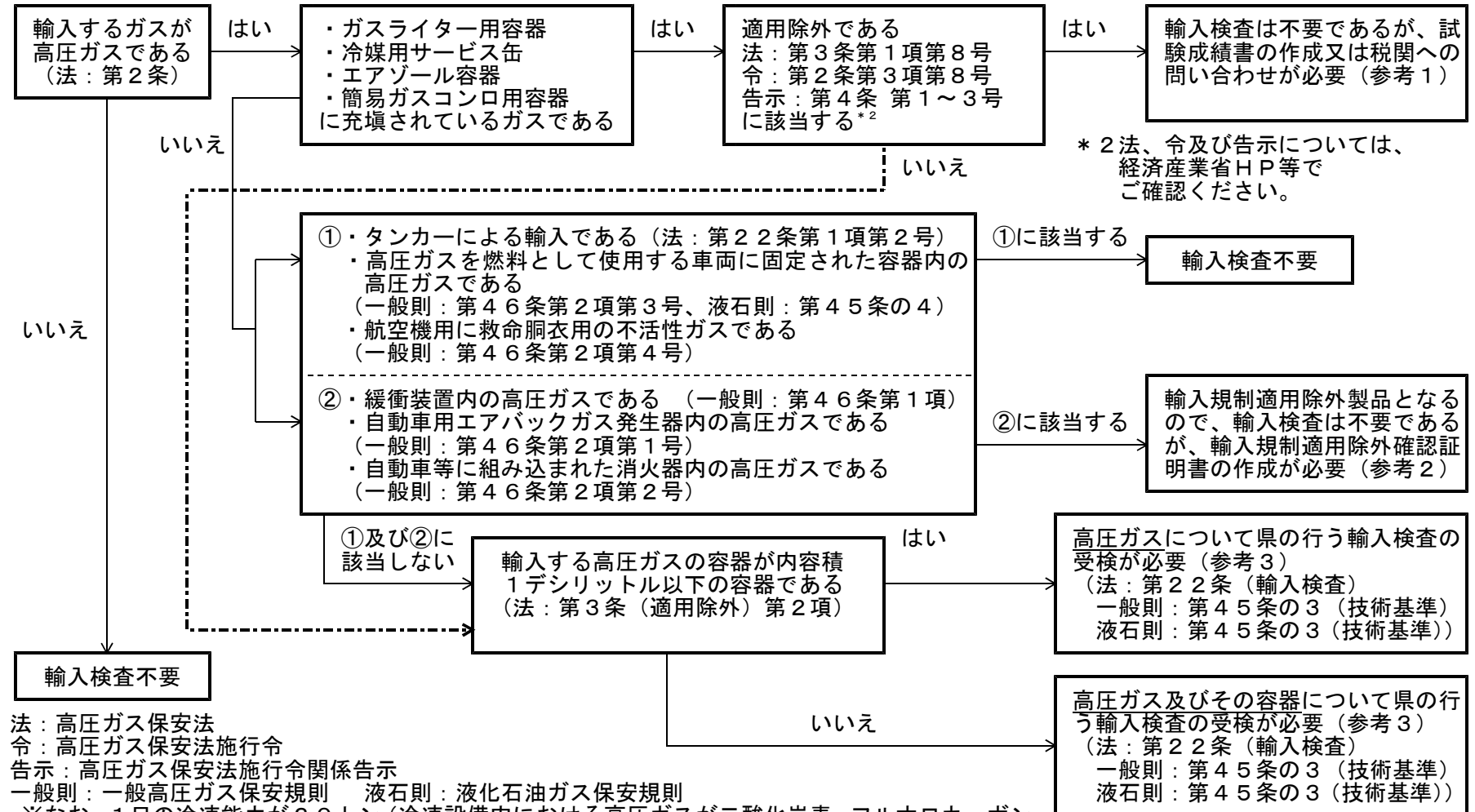
目 次

輸入する物質が「高圧ガス」となるかどうかの判断・・・・・・・・・・・・・・・・	1
輸入する「高圧ガス」が輸入検査が必要であるかどうかの判断・・・・・・・・	2
(参考1) 高圧ガス保安法の適用除外となるもの・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(参考2) 輸入規制適用除外製品となるもの	
(参考3) 県が行う輸入検査の受検について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(参考4) 高圧ガス保安法第44条第4項 (容器検査における容器の規格)・・・・・・・・・・・・・・・・	5
高圧ガス輸入検査手続きの案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
様式番号A 輸入検査申請書(一般則)・・・・・・・・・・・・・・・・	9
様式番号B 輸入検査申請書(液石則)・・・・・・・・・・・・・・・・	10
様式番号C 輸入高圧ガス明細書・・・・・・・・・・・・・・・・	12
様式番号D 充填量が内容物確認試験の基準を 満たしていることを確認する書類・・・・・・・・	14
単位及び圧力等の換算参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・	15
記入例1 (輸入検査申請書)・・・・・・・・・・・・・・・・	18
記入例2 (輸入高圧ガス明細書:圧縮ガス)・・・・・・・・	19
記入例3 (輸入高圧ガス明細書:液化ガス)・・・・・・・・	20

輸入する物質が「高圧ガス」となるかどうかの判断



輸入する「高圧ガス」が輸入検査が必要かどうかの判断

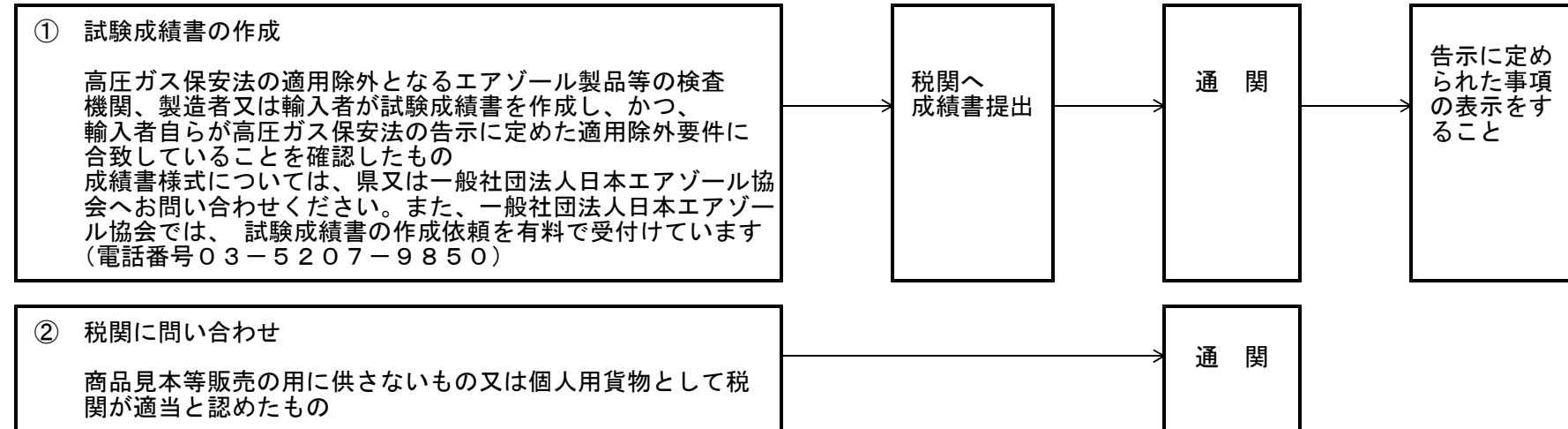


* 2法、令及び告示については、
経済産業省HP等でご確認ください。

法：高圧ガス保安法
 令：高圧ガス保安法施行令
 告示：高圧ガス保安法施行令関係告示
 一般則：一般高圧ガス保安規則 液石則：液化石油ガス保安規則
 ※なお、1日の冷凍能力が20トン（冷凍設備内における高圧ガスが二酸化炭素、フルオロカーボン、アンモニア等の場合にあっては50トン）未満の能力を有する冷媒ガスの入った冷凍設備における当該ガスの輸入は輸入検査不要です。（高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）冷凍保安規則の運用及び解釈について第31条関係）

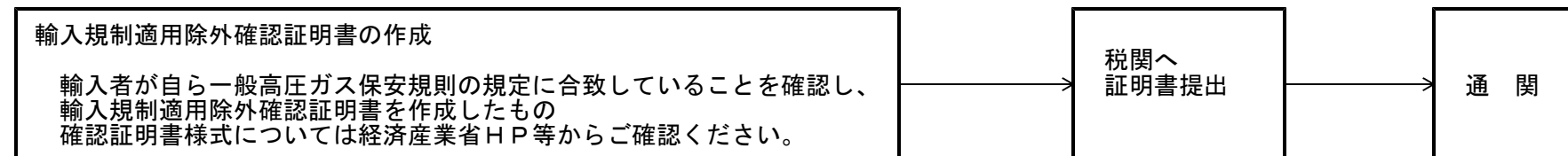
(参考1) 高圧ガス保安法の適用除外となるもの

(法：第3条(適用除外)第1項第8号、令：第2条第3項第8号及び告示：第4条第1号～第3号)
(内規「高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて」)



(参考2) 輸入規制適用除外製品となるもの

(法：第22条第1項ただし書き第3項及び第4号、一般則：第46条第1項及び第2項)
(内規「高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて」)



(参考3) 県が行う輸入検査の受検について

以下の項目について検査を行うので、その内容に適合することが証明できる書類を申請者が準備できれば、輸入検査は受検可能となります。輸入検査受検可能となった場合の受検の流れ及びその他の提出書類については、6ページをご覧ください。

① 高圧ガスについて（一般則：第47条第1項、液石則：第46条第1項）

検査項目	検査の内容及び方法	申請者が準備すべき検査の内容を証明できる書類
内容物確認試験	輸入した高圧ガスの圧力、成分等を記録等により確認する	輸入する高圧ガスの充てん証明書（以下の内容を満たしたものであること） ① 充てんガス名、数量、圧力及び容器番号が記載されていること ② 充てん事業所名が明記され、事業所の責任者の印又はサインがあること ③ 製造細目告示第12条の16第1号の内容が確認されること

② 高圧ガスが入っている容器について（一般則：第47条第2項、液石則：第46条第2項）

検査項目	検査の内容及び方法	申請者が準備すべき検査の内容を証明できる書類
容器に関する安全度試験	輸入する高圧ガスが入っている容器が、高圧ガス保安法第44条第4項の容器検査における容器の規格又はこれと同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることを記録等により確認する。	<p>① 輸入する高圧ガスが入っている容器が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法における高圧ガス容器の規格に適合したもの ・アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、オーストラリア連邦の高圧ガス容器の規格（EU指令に基づきドイツ連邦共和国、フランス共和国、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国が採用する高圧ガスのEN規格又はISO規格を含む）に適合したもの（製造細目告示：第12条の16、製造細目告示の運用及び解釈について：第12条の16関係） <p>容器の成績書、容器証明書又は刻印の拓本（以下の項目を満たしていること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器規格名 ・規格番号 ・容器記号番号 ・耐圧試験圧力 ・最高充てん圧力 ・内容積又は内容量 <hr/> <p>② 輸入する高圧ガスが入っている容器が、上記①以外のものである場合</p> <p>高圧ガス保安法第44条第4項の容器検査における容器の規格内容と実際に輸入する容器についての規格内容、試験条件及び結果をすべて比較し、日本語で表記した一覧表。（この一覧表をまとめた結果により、高圧ガス保安法第44条第4項の容器検査における容器の規格と同等以上の検査における容器の規格に適合するものであることが確認できれば、輸入検査の受検が可能となります） 高圧ガス保安法第44条第4項の容器検査における容器の規格は（参考4）にあります。</p>

(参考4) 高圧ガス保安法第44条第4項 (容器検査における容器の規格)

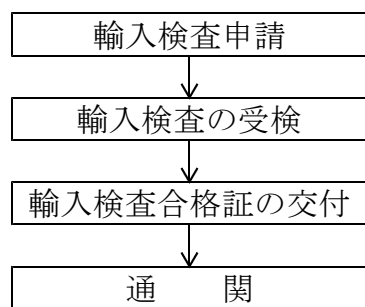
容器則：第7条第1項 (容器の規格)	例示基準：一般継目なし容器における規格	例示基準：溶接容器における規格
第1号：製造の方法 容器則：第3条第1項：材料 第2号：肉厚 第3号：構造及び仕様 第4号：加工、溶接及び熱処理の方法 第5号：寸法精度	第3条：所定のJIS規格に合格する 第4条：所定の計算式を満たしたものである 第5条：底部接合によってアルミニウム合金製容器を製造しない 第6条：所定の熱処理炉を使用し、所定の熱処理を実施する 第7条：所定の寸法精度を満たす	第3条：所定のJIS規格に合格する 第4条：所定の計算式を満たしたものである 第5条：所定の防錆塗装を実施し、スカートを取り付ける 第6条：所定の熱処理炉を使用し、所定の熱処理を実施する 第7条：所定の寸法精度を満たす
第2号：耐圧試験	第14条 (耐圧試験)：所定の膨張測定試験又は加圧試験を実施する	第15条 (耐圧試験)：所定の膨張測定試験又は加圧試験を実施する
第3号：強度	第9条 (圧力サイクル試験)：最高充填圧力以上の圧力で8万回又は耐圧試験圧力以上の圧力で1万2千回を毎分10回以下の割合で加圧する試験を実施する 第12条 (材料試験)：所定の圧かい試験又は曲げ試験、引張試験及び衝撃試験を実施する 第13条 (破裂試験)：所定の破裂試験を実施する	第10条 (材料試験)：所定の圧かい試験又は曲げ試験、引張試験及び衝撃試験を実施する 第11条 (溶接部試験)：所定の継手引張試験、表曲げ試験、側曲げ試験、裏曲げ試験及び溶着金属引張試験を実施する 第14条 (破裂試験)：所定の破裂試験を実施する
第4号：欠陥	第10条 (外観試験)：所定の外観試験を実施する 第11条 (超音波浸透探傷試験等)：所定の超音波探傷試験、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を実施する	第9条 (外観試験)：所定の外観試験を実施する 第12条 (放射線透過試験)：所定の放射線透過試験を実施する 第13条 (磁粉浸透探傷試験等)：所定の磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を実施する
第5号：寸法精度		
第6号：外的負荷	第12条 (材料試験)：所定の圧かい試験又は曲げ試験、引張試験及び衝撃試験を実施する	第10条 (材料試験)：所定の圧かい試験又は曲げ試験、引張試験及び衝撃試験を実施する 第11条 (溶接部試験)：所定の継手引張試験、表曲げ試験、側曲げ試験、裏曲げ試験及び溶着金属引張試験を実施する
第7号：気密性	第15条 (気密試験)：所定の気密試験を実施する	第16条 (気密試験)：所定の気密試験を実施する

その他の種類の容器の場合、詳しい各規格の内容及び試験条件等が記載された資料が必要な場合は、県までお問い合わせ下さい。

高圧ガス輸入検査手続きの案内

(高圧ガス保安法)

1 輸入検査手続きの手順



輸入検査の方法	
・	内容物確認試験及び容器に関する安全度試験は、申請書類（記録）にて確認する。
・	貯蔵又は保管場所において申請書類と容器記号番号及び個数が同じであるかどうかを確認する。

2 輸入検査申請に必要な提出書類等

様式番号	様式頁	提出書類	備考
A・B	9・10	輸入検査申請書	
C	1 2	輸入高圧ガス明細書	ガスの種類毎に作成すること
D	1 4	充填量が内容物確認試験の基準を満たしていることを確認する書類	製造細目告示第12条の16第1号ハを満たしていること
—	—	充填証明書	①充填ガス名、数量、圧力（液化ガスの場合は質量）及び容器番号が記載されていること ②充填事業所名が明記され、事業所の責任者の印又はサインがあること ③充填年月日が記載されていること。
—	—	容器の成績書、容器証明書又は刻印の拓本	①発行所の印又は責任者のサインがあること。 ②輸入高圧ガス明細書の容器の種類各欄に掲げる内容が確認できるものであること
—	—	B/L（船荷証券）の写し	①輸入者が確認できるものであること ②高圧ガス名、数量が確認できるものであること
—	—	インボイス（荷送り状）又はパッキングリストの写し	①輸入者が確認できるものであること ②高圧ガス名、数量が確認できるものであること
—	—	輸入高圧ガス明細書に記載する圧力及び数量を換算した計算式	圧縮ガスであって、換算が必要な場合のみ
—	—	ガスの物性データ（MSDS等）	一般則第2条に記載されているガス以外の場合のみ
—	—	申請手数料（愛知県収入証紙）	輸入する高圧ガスの量に応じて定められた金額
		高 圧 ガ ス の 量	手数料の額
		1,000m ³ 以上（液化ガスは10 t 以上）	27,000円
		300m ³ 以上1,000m ³ 未満（液化ガスは3 t 以上10 t 未満）	21,000円
		300m ³ 未満（液化ガスは3 t 未満）	13,000円

3 輸入検査申請書の提出先

愛知県防災安全局 防災部 消防保安課 産業保安室 高圧ガスグループ
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話番号	一般高圧ガス関係	052-954-6198 (ダイヤルイン)
	液化石油ガス関係	052-954-6197 (ダイヤルイン)

様式番号A 輸入検査申請書(一般則)

様式第27 (第45条関係)

輸 入 検 査 申 請 書	一 般	×整 理 番 号	
		×検 査 結 果	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名 称			
事務所 (本社) 所在地			
高圧ガスの種類及び数量			
陸揚地及び陸揚年月日			
貯蔵又は保管場所			

年 月 日

代表者氏名

愛 知 県 知 事 殿

× 検 査 職 員 確 認 印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

様式番号B 輸入検査申請書(液石則)

様式第26 (第45条関係)

輸 入 検 査 申 請 書	液 石	×整 理 番 号	
		×検 査 結 果	
		×受 理 年 月 日	年 月 日
名 称			
事務所(本社)所在地			
液化石油ガスの数量			
陸揚地及び陸揚年月日			
貯蔵又は保管場所			

年 月 日

代表者氏名

愛 知 県 知 事 殿

× 検 査 職 員 確 認 印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

輸入検査申請書の記入上の注意事項

- 1 複数の種類の高圧ガスを同じ船舶（航空機）に積載して輸入する場合は1件の申請書で受付けます。
- 2 「名称」は法人の場合は法人名、個人の場合は個人名を記入してください。なお、インボイス（荷送り状）またはB/L（船荷証券）のあて先と申請者は同一でなければなりません。
- 3 「事務所（本社）所在地」は、法人の場合は本社所在地、個人の場合は住所を記入してください。
- 4 「高圧ガスの種類及び数量」は、ガス名ごとに総数量を記入してください。液化ガスにあっては質量（単位kg）、圧縮ガスにあっては、0℃、0MPaにおける容積を記入して下さい。なお、混合ガスの場合には「混合ガス ○+△」と記入してください。
- 5 「陸揚地及び陸揚年月日」は、「名古屋港○○埠頭」又は「中部国際空港」と記入してください。
- 6 「貯蔵又は保管場所」は、その名称と所在地を記入してください。
なお、300m³（圧縮ガス）又は3,000kg（液化ガス）以上の高圧ガスを2時間以上にわたり保管するときは、あらかじめ高圧ガス保安法による許可又は届出により設置した貯蔵所する必要があります。
- 7 「代表者氏名」は、法人の場合は代表権のある者（代表取締役等）、個人の場合は本人の氏名を記入してください。

様式番号C 輸入高圧ガス明細書

一般則：様式第27の2（第45条関係）

液石則：様式第26の2（第45条関係）

輸 入 高 圧 ガ ス 明 細 書		
製品名		
使用目的		
高圧ガスの圧力		
高圧ガスの成分		
高圧ガスの数量		1個あたりの数量 合計
充てん事業所	名称	
	所在地	
容 器 の 種 類	容器規格名	
	規格番号	
	容器記号・番号	
	耐圧試験圧力	
	最高充てん圧力	
	内容積 (又は内容量)	
容器製造所	名称	
	所在地	
連絡先	名称	(電話)
	部署・氏名	
代行手続者	名称	(電話)
	部署・氏名	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印又は貼付されている標章により確認することができる記載事項については、この限りでない。

輸入高圧ガス明細書の記入上の注意

- 1 「使用目的」は、半導体産業向け販売、自社工場で原料として使用等具体的に記入してください。
- 2 「高圧ガスの圧力」は、充てん圧力をMP a 単位（ゲージ圧力）で記入し、そのときの温度（℃）を記入してください。ただし、圧縮ガスについては、35℃のときの圧力を記入してください。
- 3 「高圧ガスの成分」は、成分名と含有率を小数点1桁（小数点2桁は四捨五入）まで記入し、また、人為的に混合した場合は混合した成分についても、成分名と含有率を記入してください。
- 4 「高圧ガスの数量」は、液化ガスにあつては質量（単位kg）、圧縮ガスにあつては、0℃、0Pa（大気圧）における容積（単位m³）を1個ごとに（同じ場合は、○m³×△個）記入してください。
- 5 「充てん事業所」は、最後に当該高圧ガスの充てんを行った事業所の名称及び所在地を記入してください。
- 6 「容器規格名」は、当該容器の圧力容器の規格を記入してください。
- 7 「容器記号・番号」は、当該容器の記号・番号全てを記入してください。
- 8 「内容積」は、当該容器の内容積をできるだけ正確に記入してください。
- 9 記載内容を証明する添付書面としては、次のものを参考にしてください。
 - ① 充てん証明書
 - ② 容器の成績書、容器証明書又は刻印の拓本
 - ③ B/L（船荷証券）、インボイス（荷送り状）又はパッキングリストの写し

（この注意事項は基本通達を参考にして作成した。）

様式番号D 充填量が内容物確認試験の基準を満たしていることを確認する書類

製造細目告示12条の16第1号ハ（輸入高压ガスに関する内容物試験の基準）

圧縮ガス（アセチレンを除く。）にあつてはそのガスの圧力が充填された容器の耐圧試験圧力の3/5（再充填禁止容器にあつては、4/5）以下の圧力であり、液化ガスにあつてはその質量が容器保安規則第22条の規定により計算した質量以下のものであることを確認すること。）

輸入する高压ガス名称（ ）

①圧縮ガス（アセチレンを除く。）

充填されたガスの圧力が耐圧試験圧力の3/5（再充填禁止容器にあつては、4/5）以下であること

・再充填禁止容器以外の場合

充填可能圧力 = 耐圧試験圧力（ ）MPa × 3/5

=（ ）MPa ≥ 充填圧力（ ）MPa

・再充填禁止容器の場合

充填可能圧力 = 耐圧試験圧力（ ）MPa × 4/5

=（ ）MPa ≥ 充填圧力（ ）MPa

②液化ガス

充填されたガスの質量が、容器則第22条の規定により計算した質量以下であること

充填可能質量 = $V / C = () / ()$

=（ ）kg ≥ 充填質量（ ）kg

V：容器の内容積（単位：リットル）

C：容器則第22条で、容器の種類及びガスの種類に応じて定められる数値

* 数値が定数でない場合、Cの値を求める算式及び算式の根拠となる書類（熱力学物性表など）を提出してください。

単位圧力等の換算参考資料

(1) 単位換算

【質量（重量）】

k g (キログラム)

$$Z (\text{k g}) = Y (\text{g}) \times 10^{-3}$$

l b (ポンド)

$$Z (\text{k g}) = Y (\text{l b}) \times 4.5359 \times 10^{-1}$$

o z (オンス)

$$Z (\text{k g}) = Y (\text{o z}) \times 2.8349 \times 10^{-2}$$

【長　　さ】

m (メートル)

$$Z (\text{m}) = Y (\text{c m}) \times 10^{-2}$$

i n (インチ)

$$Z (\text{m}) = Y (\text{i n}) \times 2.54 \times 10^{-2}$$

f t (フィート)

$$Z (\text{m}) = Y (\text{f t}) \times 3.048 \times 10^{-1}$$

【体　　積】

m³

$$Z (\text{m}^3) = Y (\ell : \text{リットル}) \times 10^{-3}$$

$$Z (\ell) = Y (\text{m}\ell) \times 10^{-3}$$

$$Z (\text{m}\ell) = Y (\text{c m}^3)$$

$$Z (\text{m}^3) = Y (\text{c m}^3) \times 10^{-6}$$

i n³

$$Z (\text{m}^3) = Y (\text{i n}^3) \times 1.6387 \times 10^{-5}$$

$$Z (\ell) = Y (\text{i n}^3) \times 1.6387 \times 10^{-2}$$

f t³

$$Z (\text{m}^3) = Y (\text{f t}^3) \times 2.8317 \times 10^{-2}$$

$$Z (\ell) = Y (\text{f t}^3) \times 28.317$$

【圧力（ゲージ圧）】

M P a

$$Z (\text{M P a}) = Y (\text{k g} / \text{c m}^2) \times 9.80655 \times 10^{-2}$$

b a r (バー)

$$Z (\text{M P a}) = Y (\text{b a r}) \times 0.1$$

p s i (ピーエスアイ)

$$Z (\text{M P a}) = Y (\text{p s i}) \times 6.895 \times 10^{-3}$$

a t m (アトム)

$$Z (\text{M P a}) = Y (\text{a t m}) \times 0.1013$$

【温　　度】

°C (摂氏)

$$t (^\circ\text{C}) = (T (^\circ\text{F}) - 32) \times 5 / 9$$

°F (華氏)

(2) 圧縮ガスの温度による圧力換算 (ゲージ圧)

【温度35℃のときの圧力に換算する場合】

$$P_{35} = \frac{(35 + 273.15)}{(T_1 + 273.15)} \times (P_1 + 0.1013) - 0.1013$$

P_{35} : 温度35℃のゲージ圧力 (MPa)

T_1 : 充填温度 (℃)

P_1 : 充填圧力 (温度 T_1 でのゲージ圧力) (MPa)

例：充填証明書に記載されているガスの充填温度が20 (℃)、充填圧力が0.97 (MPa) の温度35 (℃) における圧力値を求める場合

$$\begin{aligned} P_{35} &= \frac{(35 + 273.15)}{(20 + 273.15)} \times (0.97 + 0.1013) - 0.1013 \\ &= 1.0248 \text{ (MPa)} \end{aligned}$$

(3) 圧縮ガスを充填質量から温度0 (℃)、圧力0 (Pa) (標準状態) における容積に換算する場合

$$V = \frac{W}{\text{分子量}} \times 22.4$$

V : 温度0℃、圧力0 Pa (標準状態) における圧縮ガスの容積 (m^3)

W : 充填されている圧縮ガスの質量 (kg)

例：圧縮ヘリウムが容器に0.296 kg 充填されている場合の標準状態における容積を求める場合 (ヘリウムの分子量は4)

$$\begin{aligned} V &= \frac{0.296}{4} \times 22.4 \\ &= 1.6576 \text{ (m}^3\text{)} \end{aligned}$$

(4) 圧縮ガスを容器の内容積、充填温度及び充填圧力から温度0 (°C)、圧力0 (Pa) (標準状態) の容積に換算する場合

$$V = V_1 \times \frac{(P_1 + 0.1013)}{0.1013} \times \frac{273.15}{(T_1 + 273.15)}$$

V : 温度0 (°C)、圧力0 (Pa) (標準状態) における圧縮ガスの容積 (m³)

V₁ : 容器の内容積 (m³)

T₁ : 充填温度 (°C)

P₁ : 充填圧力 (温度T₁でのゲージ圧力) (MPa)

例 : 容器の内容積0.05 (m³)、充填温度35 (°C)、充填圧力14.7 (MPa) で充填されている場合の標準状態における容積を求める場合

$$V = 0.05 \times \frac{(14.7 + 0.1013)}{0.1013} \times \frac{273.15}{(35 + 273.15)}$$

$$= 6.47 \text{ (m}^3\text{)}$$

記入例1 輸入検査申請書

様式第27（第45条関係）

輸 入 検 査 申 請 書	一 般	×整理番号	
		×検査結果	
		×受理年月日	年 月 日
名 称	〇〇工業株式会社		
事務所（本社）所在地	東京都港区〇〇〇〇		
高圧ガスの種類及び数量	①圧縮ヘリウム 3.316m ³ (1.658m ³ ×2個) ②液化炭酸ガス 165.9kg (55.3kg×3個) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 輸入高圧ガス明細書に記載されている数量と同じ値を記載する。 </div>		
陸揚地及び陸揚年月日	名古屋港〇〇埠頭 平成26年〇月〇日		
貯蔵又は保管場所	海部郡飛島村〇〇〇〇 〇〇株式会社 〇〇倉庫		

年 月 日

〇〇工業株式会社
 代表者氏名 代表取締役
 〇 〇 〇 〇

愛 知 県 知 事 殿

× 検 査 職 員 確 認 印

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の項は記載しないこと。

記入例2 輸入高圧ガス明細書(圧縮ガス)
様式第27の2 (第45条関係)

輸 入 高 圧 ガ ス 明 細 書		
製品名	圧縮ヘリウム	
使用目的	ヘリコプターフローテーション展開用	
高圧ガスの圧力	16.5MPa (165bar) (35℃) 圧縮ガスの場合、17ページ(2)の式より 35℃における圧力値(ゲージ圧)に換算する	
高圧ガスの成分	圧縮ヘリウム 99.9% [%小数点1桁まで記入する]	
高圧ガスの数量	1個あたりの数量 1.658m ³ ×2個 合計 3.316m ³ 圧縮ガスで、充填質量が分かっている場合、 17ページ(3)の式より標準状態の容積に換算する。 圧縮ガスで、充填圧力及び温度が分かっている場合、 18ページ(4)の式より標準状態の容積に換算する。	
充てん事業所	名称	〇〇〇〇LTD
	所在地	〇〇〇〇 〇〇〇〇 U. S. A
容 器 の 種 類	容器規格名	アメリカ DOT
	規格番号	DOT 3AA 〇〇〇
	容器記号・番号	ABC-001、ABC-002
	耐圧試験圧力	43.8MPa (438bar)
	最高充てん圧力	29.2MPa (292bar)
	内容積(又は内容量)	11.8ℓ
容器製造所	名称	〇〇〇〇LTD
	所在地	〇〇〇〇 〇〇〇〇 U. S. A
連絡先	名称	〇〇工業株式会社 (電話 052-123-〇〇〇〇)
	部署・氏名	名古屋支店 〇〇〇〇
代行手続者	名称	株式会社〇〇商会 (電話 052-987-〇〇〇〇)
	部署・氏名	輸入担当部 〇〇〇〇

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印又は貼付されている標章により確認することができる記載事項については、この限りでない。

記入例3 輸入高圧ガス明細書(液化ガス)
様式第27の2 (第45条関係)

輸 入 高 圧 ガ ス 明 細 書		
製品名		液化炭酸ガス
使用目的		船舶用消火装置
高圧ガスの圧力		5.8MPa (20℃)
高圧ガスの成分		液化炭酸ガス 99.9% %の小数点1桁まで記入する
高圧ガスの数量		1個あたりの数量 55.3kg×3個 合計 165.9kg
充てん事業所	名称	○○○○LTD
	所在地	○○○○ ○○○○ U. S. A
容 器 の 種 類	容器規格名	アメリカ DOT
	規格番号	DOT 3AA ○○○
	容器記号・番号	XYZ-001、XYZ-002、XYZ-003
	耐圧試験圧力	25MPa
	最高充てん圧力	15MPa
	内容積(又は内容量)	82.5ℓ
容器製造所	名称	○○○○LTD
	所在地	○○○○ ○○○○ U. S. A
連絡先	名称	○○工業株式会社 (電話 052-123-○○○○)
	部署・氏名	名古屋支店 ○○○○
代行手続者	名称	株式会社○○商会 (電話 052-987-○○○○)
	部署・氏名	輸入担当部 ○○○○

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 高圧ガスの圧力、高圧ガスの成分、高圧ガスの数量及び容器の種類の記載事項については、その内容を証明する書面を添付すること。ただし、当該容器に打刻されている刻印又は貼付されている標章により確認することができる記載事項については、この限りでない。